

# 精子凍結保存継続に関する説明書

## 1) 凍結保存更新日程について

凍結保存期間満了日は、初回凍結日を基点として1年後の月末までとし、1回の凍結につき1年毎の更新が必要です。凍結保存継続をご希望の場合には、凍結保存期間満了日までに更新の手続きが必要です。凍結保存期間満了日までに更新の手続きが完了しない場合には、凍結精子の所有権を放棄したものとみなし、凍結精子の処分権は当院に帰属し当院の責任において破棄いたしますのでご注意ください。また破棄予定の凍結精子を臨床研究や教育へ使用する可能性があります。廃棄予定の凍結精子を臨床研究や教育へ用いて欲しくない場合は担当医まで申し出てください。

## 2) 凍結保存継続申請について

### ①申請方法

凍結保存期間満了日までに、来院または郵送あるいはメール添付にて「精子凍結保存継続に関する同意書」を提出して下さい。来院の場合は主治医に凍結継続を希望する旨をお伝え頂き、「精子凍結保存継続に関する同意書」に記載し提出して下さい。郵送の場合は「精子凍結保存継続に関する同意書」に必要事項を記入の上、当院まで郵送下さい。なお、保険診療による更新条件を満たしている場合に限り、保険適用での保存継続手続きが可能となります。当該手続きには来院が必須となり、郵送やメールでは受付できません。

- ・更新期間は1年間です。1カ月単位、半年単位での更新は致しません。
- ・凍結更新前に、「入金案内」、「精子凍結保存継続に関する説明書・同意書」(本書)、「凍結精子の破棄についての説明書・同意書」を郵便にてお送り致します。ただし、凍結に関する連絡は期間満了日までに患者さんが責任を持って行っていただく必要があります、書類の郵送不備は継続もしくは破棄処分の手続きをされなかった場合の理由として勘案しません。
- ・通院時のカルテに記録されていた住所や電話番号が変更になる場合はすぐに変更手続きを行ってください。
- ・「入金案内」、「精子凍結の保存継続に関する説明書・同意書」、「凍結精子の破棄に関する説明書・同意書」の郵送を希望されない場合にはその旨を主治医にお伝えください。

### ②更新料金

継続を希望される場合は凍結保存期間満了日までに、更新費用を振込みまたは来院にてお支払下さい。「精子凍結保存継続に関する説明書・同意書」の提出と更新料金の入金をもって更新手続きの完了といたします。

- ・更新料金ご入金後の返金は理由を問わず一切対応致しません。
- ・精子の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、次回の更新手続き時から改訂された最新の保存費用や保存期間が適用されます。

## 3) 凍結精子に関わる当院の規定

次のいずれかに該当する場合は、その時点で廃棄致します

- 1 ご本人に次の事情が生じた場合。なお、当該事情が生じた場合、保存の依頼は終了するものとしますので、速やかに当院にご連絡ください。
  - a) ご本人が死亡した場合 (当院へ速やかにご連絡ください)
  - b) ご本人が行方不明、または意思表示できない心身の状況になった場合 (当院へ速やかにご連絡ください)
- 2 転居などにより連絡が取れない場合 (連絡先が変更になる場合は、当院へ必ずご連絡ください)
- 3 使用が困難と医師が判断した場合
- 4 凍結精子の保存期間満了日までに更新手続きが完了しなかった場合

凍結精子を他人に譲渡し、第3者が使用することは出来ません。万一、精子の凍結中に災害（地震、火災など）などの不可抗力の事由により凍結精子の劣化や破壊が発生した場合や盗難に遭った場合には速やかに連絡いたします。当院の責めに帰すべき事由によって凍結精子が使用不可となった場合に当院が賠償責任を負い、また何らかの事由により当院が閉院あるいは診療困難となった場合は然るべき施設に保存精子を委託します。

東京 ART クリニック

## 精子凍結保存継続に関する同意書

私は、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、凍結している精子を、今後の不妊治療のために貴院にて凍結保存継続することを希望します。

また、上記処置に伴い副作用や予期せぬ合併症が生じた場合には、十分な説明を受けた上で、適宜必要な処置を受けることにも同意します。

- 凍結保存更新日程について
- 凍結保存継続申請に関する申請方法と更新料金について
- 凍結精子に関わる当院の規定について（廃棄に関する規定）。

以下の場合には、私の意思に関係なく凍結精子が廃棄されることを了承します。

- 私が死亡した場合。
- 凍結保存期限までに意思表示がなく、私の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。
- 私から特別な申し出がなく、凍結精子の凍結保存期間満了日から経過した場合。
- 不可抗力による災害・事故等のため、凍結精子が損傷・滅失した場合。

### <注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、精子凍結保存の継続を行うことはできません。
- ② この同意書は今回の凍結精子の凍結保存延長用です。  
今回の治療後に、再び同じ治療を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ 凍結精子は採取した本人の治療目的にのみ使用され、第3者への譲渡は認められません。
- ④ 凍結精子の凍結保存期間中に災害（天災、火災など）や不慮の事故が起こった場合、精子の損傷・紛失が生じる可能性があります。また、当院が閉院した場合は然るべき施設に委託します。
- ⑤ この同意書を提出後でも、治療開始前あるいは開始後であっても、いつでも自由に同意を取り消すことができます。また、医師が継続困難と判断すれば、ただちに治療が中止されます。
- ⑥ 今回ご説明した凍結精子は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮したうえで、当院でデータ管理し、日本産科婦人科学会へ報告する義務があります。

凍結日（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

更新手続き  自費  保険（来院が必要です。）

説明責任者 東京 ART クリニック 院長 小川 誠司

説明年月日 年 月 日 説明者 \_\_\_\_\_

同意年月日 年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

本人（診察券番号）： \_\_\_\_\_ 氏名（自署）： \_\_\_\_\_

患者様控えは、大切に保管して下さい。